

第7回伊野町・吾北村・本川村合併協議会 議員定数等検討小委員会会議録

【日 時】 平成15年12月3日(水) 午前9時～午前10時52分

【場 所】 伊野町立公民館3階大会議室

【出席者】

小委員会委員

	伊野町	吾北村	本川村
議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖
議会	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂
	浜田 孝介	伊藤 隆茂	伊東 尚毅
	土居 豊栄	筒井 幹夫	中平由美子
学識経験者	西川かず子	細川 治雄	曾我部義晴

幹事

吾北村総務課長
筒井 正典

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳
土居内淳一	天野 里香	北川 博章
森木 香帆	津野 加奈	

傍聴人 4人

【 1 開会 午前 9 時】

事務局長：第 7 回議員定数等検討小委員会の開催を宣告。

【 2 委員長あいさつ】

黒石委員長：皆さまご承知のとおり、11月26日に開催した第11回協議会において、小委員会の答申をしたところであるが、塩田会長から当小委員会に対して住民の声を踏まえた議論を再度行ってもらえないかとの要請があったことから、本日小委員会を開催することとなった。委員の皆さま方におかれては、このような形で小委員会を開催することについては、ご意見もあろうかと思うが、住民の皆さまからの貴重なご意見が正式に協議のテーブルに乗っていないとのご指摘もあったので、本日は住民の皆さまからのご意見なども踏まえて、議論を深めることとさせていただきたいと思う。本日の協議内容を12月の協議会に報告できますようお願い申し上げあいさつを終わる。

【 3 会議録署名委員の指名】

黒石委員長：会議録署名委員の指名を行う。

伊野町 土居豊栄委員、吾北村 伊藤隆茂委員を指名しお願いする。

【 4 議 題】

黒石委員長：本日の出席委員は、全員出席で小委員会設置規程第5条第2項の規定により委員会が成立していることを宣言。

また、同規程第5条第3項の規定により、委員会の会議の議長は、委員長が務めることになっている旨了承願う。

議長：本日の協議事項について、事務局から説明をお願いする。

土居内計画班長：本日の協議事項については、住民の皆さまからのご意見について、ご意見箱コーナー、そして、住民説明会、住民アンケートなどによって数多く寄せられているので、各委員の皆さま方にはあらかじめお送りしてご覧いただいているところであるが、本日資料の1～3ページにかけて、住民の皆さまから寄せられた「設置選挙」「議員定数等に関するご意見」として、これらを論点ごとに整理をしたものをお配りしている。こうした住民の皆さまからのご意見については、これまでも協議の中で各委員の皆さま方がご理解をされたうえでご発言をされ、協議を行ってきたところであるが、本日はあらためて住民の皆さま方の声を協議事項というような形で取り上げ、別の角度からもご議論いただいたうえで、協議会への答申内容についてご確認をいただきたいというふうに考えている。

1ページ、住民の皆さまからの声の中には、在任特例を望む声もあった。それ以外の声については大きく分けて3つのご意見がある。1つ目が設置選挙を望むご意見、2つ目が各選挙区における議員定数等に関するご意見、3つ目は、議員数の削減又は経費の削減に対するご意見というように、大きく3つに分けられる。

これ以外にも住民の皆さま方の声を取り上げて、協議する事項があるということであればご協議をお願いしたいと思う。

そして、住民の皆さまの声を踏まえて行った協議結果を踏まえて、協議会の答申内容について、再度ご確認をいただきたいというふうに考えている。11月の協議会に答申した内容については、資料に4～5ページに添付をさせていただいているが、選定理由などについても合わせて修正する必要があるのかどうかについてご協議をお願いしたいと考えている。

なお、11月に報告をした答申内容について、一部表現が適切でないということで、小委員会の委員さん方からご指摘があったので、今回修正させていただいている箇所についてアンダーラインを引かせていただいている。なお、修正の理由については設置選挙の理由の部分で、順番として1番目に上げられるのが、行財政の効率化という観点が重要でないかというようなことがあって、理由の1番目に行財政の効率化というのをまず述べている。意見自体の主旨は変わっていないが、まとめ方とか順位とかいうところを変更させていただいている。合わせてご協議をお願いします。

議長：修正したことによって、内容の変化はないか事務局に問う。

土居内計画班長：内容に変化はない。

議長：11月に答申をした答申内容の修正については、後ほどご協議をいただきたいと思う。

住民の意見などについては、あらかじめ目を通していただいていると思うが、今日の会はどのように進めていくか、ご意見を伺う。

畑山博行：今日の委員会は、先日の全体会で各委員からご意見が出たのをもとに、住民の声を再度テーブルでということ、あらためてということを受けての委員会であると思うので、この委員会としては、差し戻されてきたこの案件については、やはりこの資料を基にした委員の意見がそれぞれ出ると思うので、その意見を集約したものをいくつかにまとめることができれば、それを報告としてあげるといいう方向がよいと思う。なかなか今までの議論の中で一つにまとめるということは、難しいと思うので、意見はそれぞれ集約できるものであれば、いくつかに集約した形で、報告という形にしたらどうかと思うがいかがなものか。

議長：畑山委員から、住民の声を基にして委員の意見が集約できれば集約した声を報告するような方向でというご発言があったが、そのような形でよいか。

別にご異議もないようなので、そのように進めていくこととする。

それでは、先ほどの事務局の説明の件も踏まえて発言を求める。

西川かず子：26日の全体協議会で、小委員会の6回にわたる内容等々が、住民の声というものをテーブルにのせていただけなかったということを上申した。それで、会長の方から、再度小委員会に戻していただいて、それから本日急な会議になった。小委員会の構成自体も、もう今更言ってもいけない。けれども議員協議会というものは、法的には何の根拠もないわけである。住民の代表者である議員さんをとやかく申せないが、協議会でのだいたいの意見はこうであるということをお各正副委員長が報告をなさって、それから小委員会というものが出発したように、私は記憶している。そういうことで、この小委員会に出席した以上は、私は一委員として発言をしていただくのが、一番妥当ではないかと思う。そういうことも踏まえ、たくさんの意見とか住民の方々の文書なんかも寄せられているが、それは協議会の会長さんに寄せられたもの、伊野町議会の議長に寄せられた文書もあるが、合併のことについて、住民は非常に不満を持って、要請書なども寄せられているので、これを全く

無視をするのではなくて、こういう問題の意見が住民からたくさん寄せられ出したが、どういうふうに方向付けたら一番いいかということ、私はここで論議をしてほしかったということで、この前の全体協議会の場で申し上げた。会長も、小委員会をもう1回差し戻して、住民の声を反映をする小委員会にしてくださいということで、本日になったと思う。

そういう意味も踏まえて、住民の意見というものはたくさん寄せられているので、私は特例ありきというだけの議員協議会というものを重視するのではなくて、やはり、住民の生の声、そういうものをくみ取っていただき、時間をあまり急ぎすぎて大失敗のないように、住民へのアンケートとか、或いはまた公開質問状に対する小委員会としての答弁とか、伊野町と吾北村と本川村と1箇所ずつでもいいのではないかと思うが、そういうことで、公開討論会をすとか、私の意見であるが、正副会長、小委員会の正副委員長で、住民とのシンポジウムをすとかいうようにしてあげたら、住民もこのことに対して大変理解をしてくれるのではないかとずっと考えている。

議員の皆さんも住民の代表としての権限というものは充分ございますが、合併は、やはり住民が本当に良かったと幸せを感じる合併にさせていただくために、もう1度ぐっと住民に視点を合わせて論議をする場を作ってほしいという気持ちでいっぱいである。

今朝の高知新聞の朝刊に「土佐あちこち・責任」という欄を引用し読み上げ、「合併協議会の情報が十分に伝わってこない、舵のない船に乗ったような気分だ。」と、そういうことで村民が住民請求を出したと言うことが掲載されている。各地区で本当にわからないという住民の声が山積しているので、この小委員会の委員の皆さんが、住民側で視点を合わせていただきたいという気持ちである。失敗のないようにご協議をよろしく願います。

浜田孝介：住民サイドにたった協議をすべきという意見には、私は、非常に賛成である。もともと個人的には私は、超広域合併推進派であって、基本的には設置選挙推進派であった。しかし、いろいろ話を聞いてみると、厳密に設置選挙をすることについてはやはり問題があるのじゃないかという、多少柔軟的に考える立場に立ってきているわけだが、基本的には、やはり私は設置選挙が好ましいと今でも思っている。個人的にはそういうことであるが、今、住民の声を聴くことは非常にいいことだとは思いますが、ただ、我々が今進んでいる道は、代議員制度による間接的民主主義のルールで来ているわけである。それに対して、先ほどの新聞の記事の件であるが、重要な問題については、間接民主主義じゃなしに住民投票その他による直接民主主義で決めてくださいという話だと思う。

従って、この問題についてどちらのルールを適用して進んでいくかということが根本にあると思う。そういう意味からすれば、間接民主主義をとっていったという今までのルールからすると、住民の声を聴いてないわけではなしに、個人的にはいろいろ問題あるけれども、伊野町の議員協議会も住民のアンケートとか地域で開催された行政報告会、それを踏まえて協議会を開いて、何回やっても結論は一緒だったが、在任特例をとっていこうということで、伊野町議会はそうなっているわけである。

従って、私は議会の構成員の一人なので、非常に悩ましいところはあるが、小委員

会の場に来て、やはり議会が決めた構成員の一人であるので、代議員制の民主主義をとっているそういうルールの中では、やはり個別飛び跳ねた議論はしづらいというふうに思っている。従って、基本的にも直接民主主義のルールに則るということであれば、そっちの方法を選ばないと、今の流れをひっくり返すことは非常に難しい。要するにルール、制度の根幹に関わる問題だというふうに思っている。だから、今まで議論はやっていないわけではない十分やっているのだが、それは間接民主主義のルールでの議論をしているだけで、直接民主主義の制度をとっていないわけである。

ただ、今具体的に西川委員から提案があったように、シンポジウムをやるとかいうことは、間接民主主義のルールの中でもできないわけではないと思う。その必要があるかどうかだが、それは時間的余裕があって、問題提起する住民がある程度納得できるものであれば、やることについてはやぶさかではないと私は思う。

ただ、基本的には、直接民主主義のルールでやろうとしているところの例をとってどうこう言っても、それは根本的にルールを変えないとできないと思う。

川村茂：浜田委員と同じく、私も個人的には特例ということには反対であるが、やはり民主主義の世の中であって、議会の中で多数の在任ということになると、小委員会では決まった方向での発言しかないと思う。また、西川委員がおっしゃったようにいろんな催しも結構かとは思いますが、やはり決まっている平成16年10月の合併期日に、時間的余裕があるかということも懸念する。

やはり一応決まった方向といったものは、本川でも3地域で、この問題を取り上げて議論をしてきたわけであるので、再度の議論となるといかなものかと思う。

細川治雄：結論から言えば、再度の議論をするつもりはない。長いこの検討の会で、発言をしてきたとおりである。この協議会が立ち上がる以前にもそれぞれの町村で行われたとは思いますが、吾北村では合併推進協議会があって、座談会を開き充分住民の声を聴いて、合併の法定協議会へ望んでいる。さらには、その後も座談会等を開き住民の声は、充分聴いてきた。そういうことの立場で、私は住民代表ということで会議で述べたとおりである。後に立ち返るといふか、住民の声を充分聴いたうえで発言もしてきたつもりである。

そういう意味で、先般の本川村で行われた協議会で出た言葉の中に、住民の意見をテーブルへのせていないということについては、私は充分、住民の皆さま方に申し開きができる経過をたどっていると思う。のせてないということについては、むしろ議論が平行線をたどったと、私はそういうふうに理解をしている。

それから西川委員から、それぞれの手法についてシンポジウム等の話もあったが、私は小委員会で諮問を受けた内容からして、身の丈に余ることについては、個人的には対応をしかねるという思いである。

内容については、従来発言をしてきたとおりである。協議会で今まで取り組みをしてきたことを再度元からというふうなことについては、これこそ民主主義に反するというふうに理解をしている。

西川かず子：26日の協議会の中で、私はテーブルにつけていただかなかったという発言をしたが、要請書その他の住民の合併に対するご意見が出た時には、この小委員会の議題としてあげていただいて、そしてこの問題をどうするかということ、この15人が論議をするのが、テーブルにつけたと、私はこのように理解している。

議員協議会で、どのような論議をされたのか、住民の方々も傍聴にもいっていないので、よく伝えて我々の意見が伝わっているのか、そちらの意見が聞こえてこないという住民の不満の声が上がってきているわけなので、そういうことに対して、この委員会としてテーブルにつけてないという意見を私は言ったわけである。

委員長、1回から6回までそのことについて、議題に上げてくださったか。私は、上げてくださらなかったと全体の協議会で言ったことである。

浜田孝介：西川委員は、住民の声を小委員会で上げてくださらなかったというご理解をされているようだが、私自身は、個人的には非常に不満な点はあるが、それはそれとして、テーブルにのせなかったことはないと思う。意見、要請書については話し合いの中で十分踏まえて、いろいろ議論をしたと思う。不十分かもわからないが、そのことはちゃんとのせて我々は議論をしたというふうに基本的に理解をしている。そのやり方が足りないから、もっとこんな方法で具体的にやれというのであれば、必要ならやったらいいとは思いますが、私の聞き違いかもしれないが、全く住民の意見をこの小委員会で取り上げてないというような主旨の発言のように聞こえたが、不十分かどうかは別として議論の進め方については、それは決してそうじゃないんじゃないかと私は思っているが、それは違うのか。テーブルにのせられなかったというのは、どういうことなのか、西川委員に尋ねたい。足りないものならばやらなければいけないし、しかし何回も何回もやってきた中で十分たたき台としてのせて議論をしたというふうに理解をしているが、それではいけないのだろうか。

西川かず子：それぞれ主観も入り、受け取り方もあるが、住民からこういう公開質問状がきたとか、或いは伊野町議会議長宛にきているが要請書なども、来ているが、こういうことについて、どのように諮るかということが一度もなかったという意味である。それは議員協議会でどのように論議されたか私には全然わからない。だから、ここで委員長がこのような文書が来ているが、委員会としてどのように取りはからうかと言って、これは諮る必要がないならない、論議をしようと、住民の声をここへ吸い上げようと、それをやはりしていただかないと住民は、全然わからないから次から次へこのような文書が出る。議員協議会の内容がわからないから。ということで私は申している。議員協議会の中では論議もなさっただろうが、蚊帳の外の住民は全然聞こえてこないから、そういうふうな不安の要請書が出たりする。

浜田孝介：ご主張、よくわかった。そういう意味からすると、例えば公開質問状が来た、それについては、小委員会で議論をしている。十分議論をして、これは小委員会というよりも協議会の会長宛に来ているのでということで、そちらへ戻して、その結果として、住民の意見を聴こうと、聴く場がこれからできるから、それを踏まえてやろうということで、これは議論をしている。私はしたと思っている。

それから要請書とかいろいろ来ていることについては、これは形式論になろうかとは思いますが、伊野町議会宛に来ているわけであるから、それもここで議論はした。本来伊野町が当事者能力を持って、伊野町の議会が対処すべきであろうということで、これも議論したと思う。小委員会はそういうことである。

それから、伊野町は議員協議会を開いて、それを議論した。しかし、伊野町の議員協議会を開いた結果を住民に何らかの形で知らせてないというのは、これは間違いのない事実だと思う。それをどうするかということも議論をしたが、これは回答を求めるような内容ではないので、返答をする必要はないという、そういう伊野町の議

会の結論じゃなかったかと思う。

結論は、賛成反対で違ってくるが、形式上はそういう議論は十分やってきたというふうに私は理解をしている。それは今までやってきたルールに則ってやっているの、それ以外のことをやろうとすれば、このルール以外のルールにのせなければいけないと思う。それは、直接民主主義の手法をとる以外にないのではないかと思う。そういう意味で議論はやってきたというふうに、認識している。

筒井幹夫：先だつての差し戻しの件だが、答申した内容を再度確認してこいと、これが会長からの話であつたと思う。そうした中で、西川委員から議員が議員の権限によってと、こういう発言があつたが、我々は小委員会のメンバーとして、住民の声を聴き、またここでの議論をしながらの結果に基づいて、在任特例を使うと、こういう結果であつたので、議員の権限によっていったつもりは毛頭ないので、その辺をご理解をしておいていただきたい。

議長：午前9時39分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午前9時49分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：他にご意見はないか問う。

畑山博行：ただ今の意見は、それぞれ意見として申されているが、小委員会に差し戻された答申内容の再確認と、こういうことについての検討はされていないので、やはり今まで小委員会で話された内容を、それでいいのかどうか、それからまた付け加える意見があればその意見を付け加えるなり、また別の意見があれば出すなりして、前回決めた小委員会の答申についての内容をどう扱うかということも確認しておかないと小委員会から全体会へあげていけないと思うがどうか。

浜田孝介：それも当然必要であるが、その前に、何回もやって問題になっているのは、住民の意見がこの小委員会にほとんど反映されていないという認識を持っておられる西川委員からの主張でこの委員会を何回かやっている。だから、私は不十分かどうかはわからないが、これは全く取り上げていないわけではなく、取り上げたわけだから、だから、議長はそれを議事録なりで確認をして、その疑問に対しては、小委員会はこういうことになっているということを再確認して、それから進むべきだと思う。

再確認したが、不十分だという意見がおそらく出ると思うが、出たらそれに対する対応を小委員会でやるかどうかを皆さんの意見を聞いて進めるべきだと思う。まず内容の問題よりも、そのことに対する疑問が呈せられているわけであるので、それはそういうふうな質問、要請を出してきた住民の皆さんに対しても、小委員会としてやったのならやったという確認をとって進むべきだと思う。

議長：十分議論をしている、住民の意見をこの会で取り上げたのか取り上げていないのかということについて、確認をせよということがまず1点、もう1点は、答申内容について、答申内容のとおりでいいのかどうかを確認せよという2点の意見があつた。どのように取りはからうか問う。

浜田孝介：どのように取り扱うかではなしに、提示したわけなので、議長はこれについては取り上げないとか、これについては取り上げて議論するとか、そういうふうに進めないと進まないのではないか。議事進行について疑問を呈する。

議長：住民の声に対して十分議論したのでこれでよいということで、ご異議はないか諮る。

委員：なしの声

委員：ありの声

筒井幹夫：きちっとした採決をとっておかないと、曖昧な表現での報告をするといういろいろな問題が出てくるので、最終的な採決をとって報告をするということをお願いする。

議長：元来、極力採決は取りたくないという思いであったが、今般の問題にしても採決を取っていなかったという私の不手際によって混乱をしたのであればお詫びを申したいと思う。

ただ今の、住民の意見は十分取り上げたので、これで十分だという意見と、それに異議ありと言うことであるが。

畑山博行：採決を取ることにについては異議はないが、以前から申しているように住民の声が、十分に伝わっていないのではないかとということで、例えば住民の声を直接聴く会を開いたらどうかということも言ったが、小委員会の中での結論の前にそういうことを言うのではなくて、小委員会は小委員会で決めてもいいが、十分な声の反映、それから特に思うのは、小委員会での本音が出ているようで出ていないと思う。そここのところをもう少し話したらどうかという気もする。

自分としては、この小委員会でのそれぞれのご意見を聞いてみると、どうもまだ奥歯に物が挟まったような感じを受ける。

特に心配するのは、答申が全体会へ行った時、全体会の中で小委員会の答申の内容と、全体会の結論が変わった時に、その結論を各町村議会へ持って行って、そこで説明できるかという前回の会長の話もあったが、やはりその時に言うべきことは言うておったということまで、小委員会でやっておく必要がありはしないかと思う。そういう意味で、まだ、議論としたものが十分出てないのではないかと、出ていたら出ていたで、この前の答申どおりであるとか、違っておれば違っていたで付け加えらるか、そういうところをもう少しはっきり言ったらどうかと思う。あげていくにはまだ少し不十分な点を感じるので、一言申させていただいた。

議長：採決を取る前に、先日の答申についてもっと協議をしてから採決をしてはどうかというご提案があった。

細川治雄：整理をして論議をしたらどうかと思う。畑山委員さんのおっしゃることはよくわかるが、議長は冒頭の挨拶の中で、本日の会議の進め方について、答申をした内容について再確認をするということを目を述べられたと思う。そういうことであれば、今、論議になっているのは、住民の声を十分に聴いたのか、まだ不足なのかということなので、それはそれで整理をして議事進行をお願いしたいと思う。全部一緒にして、総括的な論議になるとおかしいことになると思うので、一つひとつ整理をして議事進行をお願いしたい。

議長：細川委員から、住民の声を十分に聴いたのかという整理をまずしてから、次の段階へ移るべきというご発言であった。

住民の声を十分に聴いたか、不十分であるかということについて採決する方向でご異議ないか問う。

委員：なしの声

議長：住民の意見について小委員会で協議することに不十分であるので、もっと協議の

場を持つというご意見と、十分協議はしたんだというご意見で採決を行いたいと思うが、ご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：住民の意見は、テーブルにのせて十分協議し、十分尊重しているということに賛成の方の挙手をお願いします。

(挙手 8 人)

議長：住民の意見は、テーブルにのせることが不十分であるので、もっと協議するべきであるという方の挙手をお願いします。

(挙手 3 人)

曾我部義晴：5月31日からこの小委員会が中断していたのは、住民の声を聴いて小委員会へ反映さす方向へ持って行くのではなかったか。その時に住民の声を聴いてという話があったので、本川村でも3箇所の住民説明会を行ったが、長沢地区で開催した時に、私は議会議員の在任特例の話も出し、小委員会での経過報告も申し上げた。

3月も4月も休止期間がありながら、答申の内容が不十分でないかと思う。他の小委員会は、新町将来構想策定小委員会は、6月の協議会で答申を出し、新町名称検討小委員会は、5月の協議会で答申を出している。この新町名称検討小委員会の答申の内容については、協議会で投票をして決定している。漢字の「伊野町」が多数であったにもかかわらず、協議会で投票した結果、1票差で「いの町」に決定されている。このことが当小委員会にも影響してきはしないかと感じたわけであるが、今後、会長である議長がどのような裁量を持って、決定していくのか判断に苦しむが、議長裁量でやるので心配ないと思うが。

住民対話もいいが、具体的にどのようにするかということをやっていないと、また同じようなことになるのではないかと思う。

私が思うには、答申内容の中に、小委員会の構成員の住民代表3人が発言したことは責任を持って発言しているので、細かく載せてもらったらいいと思う。3町村の議会は在任特例でいくと小委員会で報告があったということもはっきりと載せてもらったらいいと思う。ただ、漠然としたことでは納得しないのではないかと思う。

議長：今までの協議事項については、記録もあるので事務局に説明もさせるが、今、採決の中であるが、採決について採決してはいけないという意味での発言であったか曾我部委員に確認する。

曾我部義晴：そうではない。ただ、漠然と採決してもいけないと思う。内容的に事細かにやっていただかないといけない。

議長：この会の冒頭に、今日の委員の意見が集約できれば、それを報告するというこの会の進め方を申し述べたが、いろんな意見が出てきたので集約が大変であるので、議事録をそのまま全部報告したいと思っている。曾我部委員さんが言われたとおり全部のご発言の議事録をそのまま報告したいと思っている。

議長：午前10時13分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午前10時45分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：採決の途中でのご発言のため採決が中断になっていたため、あらためて採決をし

直す。

まず、住民の意見を踏まえて議論を尽くしたと思っておられる委員は挙手をしてください。

(挙手 8 人)

議長：次に、住民の意見を踏まえて議論を尽くされていないと思っておられる委員は挙手をしてください。

(挙手 4 人)

議長：8 人の方が住民の意思を踏まえて議論尽くしたと思っておられる。4 名の方が議論が尽くされていないと思っておられる。よって、小委員会は 8 対 4 をもって、住民の意見は尽くされているということに決定した旨宣告する。

次に、答申内容について修正箇所について事務局から説明を求める。

土居内計画班長：資料 4 ページ、選定理由の《設置選挙を実施すべきという意見》というところで と にアンダーラインを引かせてもらっている。前回小委員会としての答申内容として、この部分については 2 つの項目の理由をあげていたが、ここにある の部分が と 同じ一つの項目の中に入ってきており、委員さんの中から、合併の主旨ということを見ると、やはり行財政の効率化ということが最も重要な設置選挙の理由になるのではないかとというようなご意見もあったことから、一緒になっていたものを取り分けて と に分けたということで、事務局のまとめ方が不十分であったということから、今回こういった形に修正をさせていただくということで、ご提案をさせていただいている。

議長：この修正案について、案とおりでご異議ないか問う。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、修正案で答申とする。

それでは、答申内容について、ただ今修正をした内容で、答申内容について報告どおりでご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：ご異議なしと認め、当小委員会は 1 1 月に報告した報告書をただ今修正をした内容で報告することとする旨宣告する。

議長：午前 10 時 51 分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午前 10 時 52 分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：他に協議することがなければ本日の会議を閉じることにご異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認める、閉会を宣告する。

【 5 閉会 午前 10 時 52 分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 12月 19日

議長(委員長) 黒石利武

署名委員 土埜豊策

署名委員 伊藤隆茂